予算項目	施設改良費 委託料
委託番号	委託 第37号

設　計　書

課　長	課長補佐	係　長	副務者	検　算	主務者 (監督員)

年　　度	令和６年度	作 成 年 月 日	令 和 6 年 5 月 8 日	履行期間	から 令 和 6 年 9 月 30 日 まで
委 託 名	仁井田浄水場浄水発生土中間処理業務委託				
委託場所	仁井田字新中島221－2（仁井田浄水場内）				
設計金額	金　　円也				
財源区分	国　補　・　県　補　・　【市　単】				

費　用　内　訳			業　務　概　要	
種　別	設　計　額　(円)		（土工）	
業　務　価　格			・対象施設：仮置き場　届出面積　2,500m2	
消 費 税 等 相 当 額			・業務対象物の性状および荷姿等	
			浄水発生土　土量　約 5,500 m3	
			・土質改良（中間処理）後の処理土の品質	
			コーン指数qc＝400kN/m2（第３種処理土）以上	
			副務者　　（職名）氏名	
業　務　委　託　費			主務者(監督員)（職名）氏名	

本　委　託　内　訳　書

費　目	工　種	種　別	細　　別	単位	数量	単　価	金　額	摘　　要
業務委託費						円	円	
	土工							
		直接業務費						
			土砂運搬	式	1			第１号明細書
			無機汚泥中間処理工（造粒固化処理）	式	1			第２号明細書
			計					
		間接業務費						
			共通仮設費	式	1			
			運搬費	式	1			第３号明細書
			技術管理費	式	1			第４号明細書
			小計					［ 共通仮設費 ］
	純業務費							
			現場管理費	式	1			
			小計					［ 現場管理費 ］
			計					間接業務費

本　委　託　内　訳　書

費　目	工　種	種　別	細　　別	単位	数量	単　価	金　額	摘　　要
		業務原価						
		一般管理費等						
			一般管理費等	式	1			
			計					
業務価格								
消費税等相当額								
請負業務費								

第 1 号 明 細 書

土砂運搬

項　　目	規　　格	数 量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
積込	改良土	1	式			
改良土運搬工（10t積）	1km, 山積0.8m3	1	式			
計						

第　2　号　明　細　書

無機汚泥中間処理工（造粒固化処理）

項　　目	規　　格	数　量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
中間処理施設設置・撤去		1	式			
造粒固化処理		1	式			
計						

第 3 号 明 細 書

運搬費

項　　目	規　　格	数 量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
建設機械運搬費	移動式造粒固化処理施設	1	式			1台（往復）
計						

第 4 号 明 細 書

技術管理費

項　　目	規　　格	数 量	単位	単　　価	金　　額	摘　　要
土壌環境分析費（溶出試験）		1	式			
土壌環境分析費（含有試験）		1	式			
配合試験費		1	式			
計						

仁井田浄水場浄水発生土中間処理業務委託

特　記　仕　様　書

令和６年度

秋田市上下水道局

第１章　　総　　則

１　適用範囲

この仕様書は、仁井田浄水場浄水発生土中間処理業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

この仕様書、設計図、設計書に記載のない事項については、「秋田市土木工事共通仕様書」等の最新版に準じるものとし、そのほかは、監督員との打合せにより決定する。

２　法令、関係規定の遵守

受注者は、業務の遂行に当たり、関係する諸法令、基準ならびに規定等を遵守し、業務の円滑なる進捗を図るとともに、諸法令等の適用・運用は、受注者の責任と費用負担において行わなければならない。

３　基本事項

本業務は、契約書、特記仕様書および図面に基づいて行い、特記仕様書および図面に明示されていない事項については、監督員と協議・確認の上、実施する。

４　提出書類

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた図書は、別に提出させることができる。

(1) 配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）に準用するもの

ア　業務計画書（概要、現場組織、業務工程、業務方法、安全衛生、従事者一覧表ほか）

イ　手順書　１部

ウ　週間工程表

エ　作業日誌

オ　業務完了届

カ　業務状況記録写真　１部

(2) その他

ア　必要に応じて、委託打合簿

イ　業務報告書　１部

ウ　その他必要とする書類

５　疑　　義

設計図書に定める事項について疑義等がある場合は、監督員に報告し、協

議の上、決定する。

6　諸官庁等への手続

受注者は、関係諸官庁および他企業に対する一切の手続きを行うとともに、その経過については、速やかに監督員に報告すること。また、協議事項および指示事項は、書面にまとめ、発注者に提出すること。なお、手続き等に必要な経費は、受注者の負担とする。

7　機械器具および工事用材料の管理

業務に使用する各種材料および機械器具は、工程表に従い業務の進捗に支障のないよう手配するとともに、品質および保管管理等は、受注者が行うものとする。

8　機器の機能保持

受注者は、業務完了の際、試験運転開始までの機器の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

9　事前調査

受注者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連工事等について綿密な調査を行い実状を把握のうえ、業務を実施すること。

10　障害物件

無償貸与以外の民有地等を利用する場合は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

11　衛生管理

受注者は、水道施設構内又はその付近での作業に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

12　安全管理

(1) 受注者は、業務の遂行に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、安全管理に努めなければならない。

(2) 受注者は、高所、地下、道路上その他特に危険が予想される箇所では事故防止に努めなければならない。

(3) 受注者は、火気を使用する場合十分な防火措置を講じなければならない。

13　作業時間

作業時間は、原則として発注者の勤務時間に倣うこと。また、土・日曜、

祝日および平日時間外の作業を行う場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。

14　工程等の打合せ

本業務の施工に当たっては、他の施工中工事と密接な関係があるため、工程等について、事前に監督員と十分な協議および確認、連絡のうえ、工事等に支障を与えないように業務を遂行すること。

15　事故および機器の不具合

受注者は、業務遂行中に、人身事故および第三者に損害を与えた事故、設備機器（又は施設）や周辺地域に影響を及ぼす事故が発生した場合は、直ちに監督員および関係各所に連絡しなければならない。また、受注者の責任に帰する事故および機器等の不具合について、受注者の責任と負担により速やかに処置するとともに、監督員へも速やかに報告するものとする。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、監督員と受注者と協議の上、決定する。

16　その他

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議し定めるものとする。

第２章　　土　　工

１　業務概要

本業務は、秋田市仁井田浄水場構内の仮置き場に存置している浄水発生土を土質改良（中間処理）した後、改良後の処理土を、全量発注者に返却するものである。

なお、返却については、同構内の監督員が指定する場所へ運搬すること。

２　業務場所

秋田市仁井田字新中島221-2（仁井田浄水場内仮置き場）

届出面積　2,500㎡（50ｍ×50ｍ）

３　業務対象物の性状および荷姿等

天日乾燥床から仮置き場に山積されたもの

(1) 性状　浄水発生土

(2) 土量　約5,500㎥

４　業務内容

(1) 土砂運搬　　１式

改良後の処理土全量を積込み、監督員が指定する場所へ運搬するもの。

(2) 無機汚泥中間処理　　１式

仮置き場に存置している浄水発生土の土質改良（中間処理）を行うもの。

ア　土質改良（中間処理）後の処理土の品質は、材齢７日にて、コーン指数qc＝400kN/㎡（第３種処理土）以上とする。

イ　土質改良（中間処理）については、レストム工法を想定しているが、これにより難い場合は、監督員と協議の上、決定する。

ウ　土質改良方法は、自走式土質改良機を用いた方法とする。

エ　改良材の添加量は、次のとおり想定しているが、施工に当たっては、試料を採取し、配合試験を行い、その結果より監督員と協議の上、決定する。

(ｱ) 改良材種類　フライアッシュ系改良材

(ｲ) 添加量　　80kg/㎥

第３章　　技　術　管　理

１　土壌環境分析試験

土質改良について、土壌環境分析試験を行うこと。なお、土壌環境分析試験は、「土壌の汚染に係る環境基準について（平成３年８月23日環境庁告示第46号）」における農用地対象の銅を除く28項目に関する溶出試験および「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年３月６日環境省告示第19号）」における９項目に関する含有試験を行うものとし、試験結果を提出すること。また、試験回数は、配合試験時に１回および処理土量1,000㎥毎に１回行うものとする。

２　配合試験

第２章４(2)エの配合試験は、１土質×１改良材×３配合×１材令にて行うものとし、次の試験を行うこと。

(1) 含水比試験（JIS A1203）	１検体
(2) 湿潤密度試験（JIS A1225）	１検体
(3) 突固めによる土の締固め試験（JIS A1210）	３試料（１試料＝３供試体）
(4) 締固めた土のコーン指数試験（JIS A1228）	３試料（１試料＝３供試体）

３　雑　　則

各試験および検査の結果、不良箇所があれば指定の期日内に手直しを行い、手直し完了後当局立ち会いのもとに再試験を行わなければならない。

委託概要

・本業務は、秋田市仁井田浄水場構内の仮置き場に存置している浄水発生土を土質改良（中間処理）した後、改良後の処理土を、全量発注者に返却するものである。

・業務場所　・・・　仁井田浄水場内仮置き場（秋田市仁井田字新中島221-2）
　　届出面積　2,500m²（50m×50m）

・業務対象物の性状および荷姿等　・・・　天日乾燥床から仮置き場に山積されたもの
　　性状：浄水発生土
　　土量：約5,500m³

・浄水発生土の土質改良（中間処理）についても、仮置き場内で作業を行うこと。

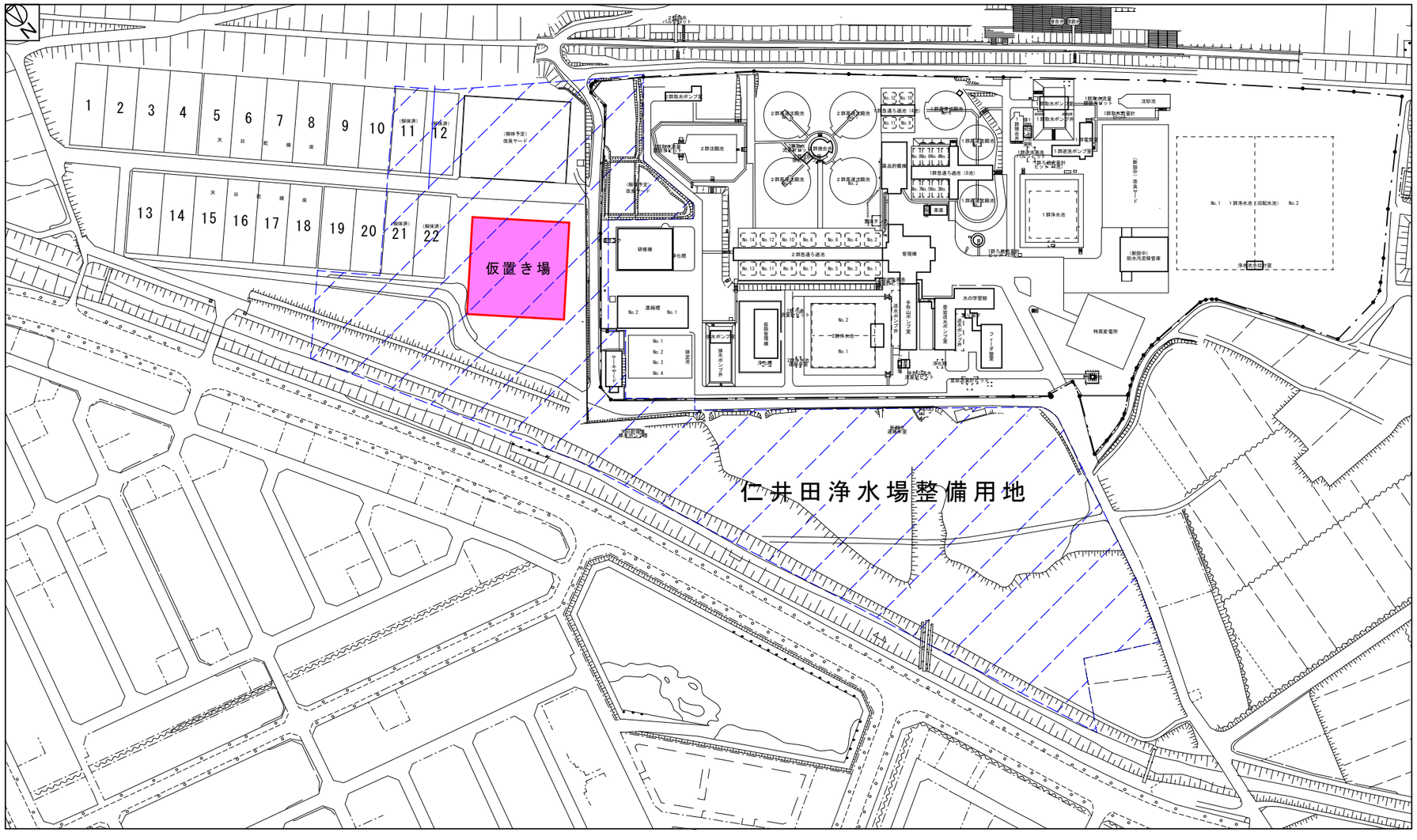

仁井田浄水場構内配置図　S=1/2,500

業務場所
仁井田字新中島221番地の２
仁井田浄水場内

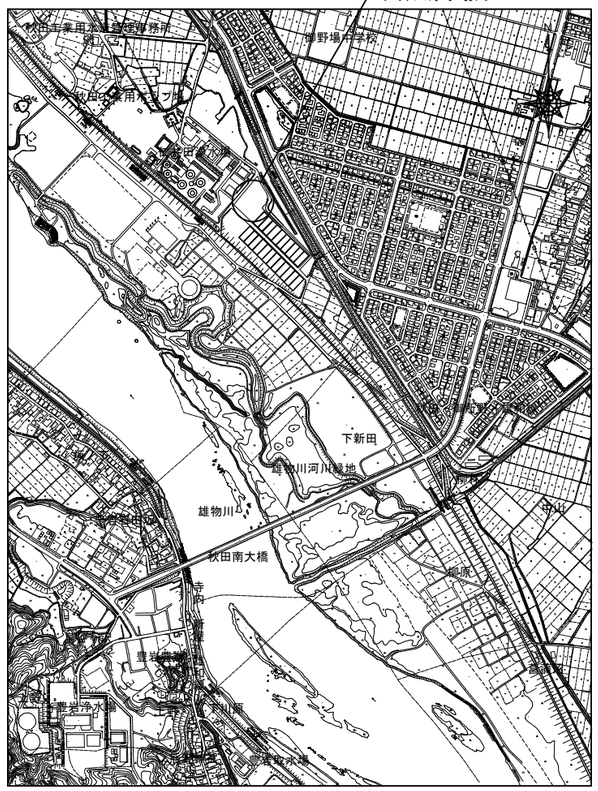

案内図　S=NON

委託名	仁井田浄水場浄水発生土中間処理業務委託		
図面名称	案内図、仁井田浄水場構内配置図		
図面番号	1/1	縮尺	NON、1/2,500
作成	令和 ６ 年 ５ 月		
秋田市上下水道局			